

掲 載 記 事 の 要 旨

主要立法（翻訳・解説）

【アメリカ】アメリカ合衆国の連邦緊急事態管理庁 FEMA の機構再編

アメリカ合衆国の連邦緊急事態管理庁 FEMA は、2002年に発足した国土安全保障省の内部組織として位置づけられ、整備が進められてきたが、2005年夏の北米大陸南部メキシコ湾岸地域で発生したハリケーン災害において、FEMA の指揮系統をはじめとする組織機構面での欠陥が露呈した。連邦議会は直ちに FEMA の機構再編のための法案を成立させた。FEMA は、2007年3月末に新たな組織機構として再出発した。

【フランス】フランスの文書保存法制と地方図書館—文化遺産法典への編入とその経緯

フランスの文化遺産法典第2編には文書に係る規定、第3編には図書館に係る規定が集められている。2004年の法典化に際し、1980年代のフランスにおける地方分権改革の進展を反映した、地方公共団体の文書保存に関する規定が新たに追加され、裁判所の視聴覚記録の作成を定める1985年法により制定された条文も新たに法典に加えられた。第3編の規定は、地方分権に係る1983年法の規定及び市町村法典中にあった規定を移行して再編したものである。

【ドイツ】ドイツの連邦親手当・親時間法—所得比例方式の育児手当制度への転換

ドイツでは、2006年12月5日、親手当導入法が制定され、2007年1月から施行された。これにより、ドイツの育児手当制度は、2007年1月1日の出生を境にして、定額制の「育児手当」を支給する制度から、子を出生する前の所得の67%を補償する所得比例方式の「親手当」を支給する制度に大きく転換されることとなった。本稿では、新制度の根拠法である「親手当及び親時間に関する法律」の全文の翻訳を掲載すると共に、その主な規定及び新制度の意義や問題点等について解説する。

【中国】中国における未成年者保護法の改正

中国で、2006年12月に「未成年者保護法」が改正され、2007年6月1日から施行される。改正法は、未成年者の諸権利の中でも、特に教育を受ける権利を重視し、未成年者すべてに平等な教育の機会が与えられるべきことを定めている。また、未成年者の間の格差の拡大、インターネット中毒の蔓延など、未成年者をめぐる現代中国の社会問題を踏まえて、家庭、学校、社会、行政・司法等が、未成年者の保護のために果たすべき役割を規定している。

主要立法（解説）

【アメリカ】アメリカ合衆国コロラド州におけるいじめ防止の取組み

学校におけるいじめはアメリカでも問題となっており、各州では近年、いじめ防止関係の立法が盛んに行われている。例えばコロラド州では、州法によりいじめ防止指針を策定し、いじめ行為を

犯罪として厳しく取り扱うよう生徒行為規律規程上に詳細に規定することを、教育委員会に義務付けている。

【イギリス】英国2006年立法及び規制に関する改革法—規制緩和と行政権限の拡大

2006年2月に英国政府は立法及び規制に関する改革法案を提出した。これは規制手続の簡素化を目的として、行政府の大臣に、委任立法によって制定法を改正する権限を与えるものであった。当初あまり注目されなかった法案であるが、改正の対象となる制定法の範囲が非常に広範なことが知られると、メディアやインターネット上のブログを中心に、「行政独裁のための法律」という批判の声が上がった。こういった声を無視できなくなった政府は、法律が濫用されないように、目的及び適用対象に制限を課する修正を加え、法律制定に漕ぎ着けた。

【ロシア】ロシアの連邦中央とタタリスタン共和国との間の権限分割条約

2007年2月、ロシア議会で、連邦中央とタタリスタン共和国との間の権限分割条約承認法案について、活発な議論が行われた。権限分割条約は連邦中央と連邦構成主体との間の管轄権限のうち、連邦憲法で規定されていないものについて、詳細を定めるものである。同法案は、2007年2月9日に下院では可決されたものの、2月21日に上院で否決された。このため条約は無効となったが、上下院での議論はロシアの連邦制の問題を浮き彫りにするものであった。

【韓国】韓国における生命倫理法と科学者の行動規範

韓国において、生命倫理及び安全に関する法律が、2005年1月1日から全面施行された。同法及び施行令では、研究機関内に機関生命倫理審議委員会を設置することを定め、クローン人間の作成を禁止し、ヒト胚の研究、遺伝子検査及び遺伝子治療の許容範囲について規制している。施行後、韓国の研究チームが同法等違反の容疑で起訴される事件も発生した。韓国は同法の制定と施行により、生命科学研究等を生命倫理的要件を満たした上で、高度に発展させるための基盤を整備したと評価できよう。

【インドネシア】インドネシアにおけるアチェ和平のプロセス—アチェ統治法を中心に

インドネシアのアチェ州では、中央政府・国軍と GAM（自由アチェ運動）との間で長期にわたって紛争が続いてきたが、2004年12月のスマトラ島沖地震を契機として和平のための交渉が本格化し、2005年8月には、中央政府と GAM との間でヘルシンキ和平合意の調印に至った。2006年7月、アチェ州に広範な自治を認めるアチェ統治法が制定され、同年12月、同法に基づきアチェ州首長選挙が実施された。州知事には、GAM 幹部イルワンディ・ユスフが当選し、2007年2月に就任した。今後は、アチェ州における自治行政の展開、早くも取りざたされているアチェ統治法の改正をめぐる動向、さらには2009年の国会議員選挙に向けて地方政党の参加を認める政党法の改正などインドネシアの国政の動向が注目される。